

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第24回（定例会）

署名人 喜久里美也子

委員長 添石幸伸

開催日時 平成27年3月26日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後1時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（1は非公開）

- 1 報告6 教育長が臨時代理(管理職等人事異動追加内申)したことについて 【学校教育課】
- 2 報告1 平成26年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について 【総務課】
- 3 議案第56号 那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 4 報告4 那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱制定について 【総務課】
- 5 議案第57号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 6 議案第58号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 7 報告2 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 8 報告3 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 9 報告5 なーふあぬわらび・わかむん計画策定について 【青少年育成課】
- 10 議案第59号 那覇市放課後子ども総合プラン及び那覇市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について 【こども政策課・青少年育成課】
- 11 協議 公立幼稚園のあり方検討(案)について 【こども政策課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、末吉正幸副参事、上原曜一主幹、比嘉学主査、田盛善宏主査、伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 渡辺英二課長、大城義智副参事

(青少年育成課) 中田光信課長、富名腰史之主幹、玉城たかし主査

【こどもみらい部】浦崎修部長、本部栄治副部長

(こども政策課) 松元通彦副参事、諸見里律子副参事、又吉めぐみ主幹、池原哲之主査

会議録作成 (総務課) 赤嶺明日香主査

添石委員長　　これより平成２６年度第２４回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は喜久里委員にお願いいたします。それでは議事日程１番目の報告６につきましては、人事に関する案件となりますので非公開とすることが適当であると思われます。会議の非公開の可否について採決いたします。報告６については非公開としてよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

添石委員長　　それでは異議なしとのことです。報告６については非公開とさせていただきます。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長　　それではここで非公開を解かせていただきます。続きまして、報告１「平成２６年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の報告をお願いいたします。

伊良皆部長　　報告理由説明

山内課長　　資料説明

田盛主査　　資料説明

添石委員長　　それではご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員　　１０ページの５番「教育の情報化推進計画の策定」で、年度目標に「那覇市ＩＣＴ教育推進委員会を設置する」とありますが、これはまだ設置はされていないということでしょうか。

田盛主査　　こちらは今現在、要綱を制定したという段階です。

饒波委員　　まだ設置はされていないということですね。

田盛主査　　はい。推進委員会の設置はまだですが、その下に置く作業部会、こちらのほうは開いております。

添石委員長　　よろしいですか。はい、神村委員。

神村委員　　７ページの「那覇市宮奥武山体育施設活性化検討委員会」について質問をします。私たち素人から考えると、体育施設なので体育的なイベントのほうが中心なのかと思っていたんですが、年度目標の中で「定例的な中規模の文化的イベントは開催しているが、単発的な大規模の文化的イベントを開催していない」とあります。文化的イベントというのがどういうものなのか、私の中では想定できないのですが、事例として、他県でも行われているというものがあれば教えてください。

伊良皆部長　　ご質問の沖縄セルラースタジアム那覇でのイベント誘致に関して、この検討委員会というものが設けられています。この施設自体は、確かに野球場というスタイルがございしますが、その施設を活用して文化的なイベントも誘致していくという

部分がこの施設の設置目的の中にも触れられております。その意味で、通常であれば野球場でありますから、現にプロ野球の公式戦、あるいはキャンプ等々含めて開催されておりますけれども、それ以外に、地域振興の核としての施設の役割も兼ねておりますので、その意味で大型のイベント、音楽イベントが一番わかりやすいと思いますが、過去の事例としては、民間団体が主催をしていましたが、県の交付金事業を活用して韓国K-POPのコンサートを開催しております。このコンサートに関しましては当初、使い勝手などわかりづらい部分がありましたので、那覇市の体育協会が主催して、試験的にライブ、コンサート、ロックとかやりまして、準備から片付けまでの流れ、あるいは周辺環境に与える音響の問題とかそういった部分もデータを取りまして、その後で先ほど言いました韓国K-POPのコンサートが開催されたという状況がございます。その意味で、セルラー自体も野球ではある程度定着しておりますけれども、この文化的なイベントの部分、年間1、2本入れることによって、指定管理者自体も収入が上がってきますし、そのイベントを主催することによって関連する業界の活性化にも繋がるという部分がありますので、その意味で、活性化検討委員会につきましても指定管理者だけに任せるということではなくて、行政内部のほうでも情報共有できるのであれば積極的に情報提供していったって、イベント誘致に向けていこうということをやっております。事例としては先ほどのK-POPというものが今一番代表的な事例であります。

神村委員

ただ、天候に左右されるんですよね、セルラースタジアムでやった場合。わかりました。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

私も同じ項目で、奥武山の件について。未達成の理由に、「イベント開催を確定させるまでの情報が得られなかった」ということが書かれていて、幹事会のメンバーを情報が早いということで課長に変えたり、課題を見つけて進んでいる半面、イベントの情報というのがやはり外部との活動になると思うのですが。例えばコンベンションビューローの方へ、那覇市にこういう施設がありますよというふうにして情報を得に行ったりとか、今までなかったとしてもこれから考えているなら教えていただけますか。

伊良部部長

イベント誘致の情報提供に関してですが、経済観光部と市長部局でイベントを誘致すると思われる部門から委員になってもらっています。その中で、それぞれ毎年九州大会でありますとか全国大会とかいろいろなものがありますので、そういった情報を集めて、どれがこのセルラースタジアムで開催するにふさわしいイベントなのかというものも、この検討委員会でやろうと考えていますが、この検討委員会は部長クラスで構成しているものですから、そこまで情報が上がってこ

ないという部分がありました。おそらく主管課サイドではある程度もっているかもしれませんが、この分に関しては、特にセルラーで活用したほうがいいとか、その辺まで計画がいていなかったのか、あくまでも推測でしかわからないのですが、情報として出てきていない部分があった。そういうことであれば、直に日常的に業務を担当している所属長クラスでそういった幹事会を構成したほうがいい面でも、大なり小なりの情報等が結構出てくるのではないかとということで、この幹事会のメンバーを所属長に下ろしてきたという部分があります。そういう意味では、コンベンションビューローへこちらのほうから積極的に外に飛び出して行って営業をかけるということまでは想定はされておりません。

喜久里委員

21世紀ビジョンでも東アジアの中心都市として沖縄を捉えているということがはっきり書いてありますので、九州、全国大会を見てというのもいいと思うのですが、沖縄に來たい海外の方たちも、K-POPなんか出だしすごいなと思ったんですけれども、こちらが情報収集だけではなくて、那覇市にこういうものがありますよという情報発信を積極的に、予算の関係もあると思いますが、どこかで検討していただければ頼もしいなと思いました。これはわからないんですけれども、名護にも大きな施設が来るかもしれないというのをテレビで見たりしたので、ますます沖縄、那覇市の中心にセルラーを使っていただけたらなと希望しております。

伊良部部長

このイベント関係ですけれども、セルラースタジアムのほうは先ほど神村委員からもありましたけれども、天候との関係で使うのにちょっと躊躇するという部分もあるかもしれませんが、セルラーパークのほうに関しましては、離島フェアがありますとか、結構イベントとして活用されている部分はあります。名護でも新しい施設が構想されていますけれども、こちら辺につきましては、特に経済観光部あたりと情報交換を密にしてやっていきたいなという部分がありますし、また指定管理者である那覇市体育協会は独自に民間のイベント業者とイベント誘致に向けての協定を結んでおりまして、誘致活動を展開しているところではあります。なかなか大きなものが決まっていないというのが実情ではあります。

喜久里委員

ともかく楽しみにさせていただいております。よろしくお願いします。

添石委員長

はい、饒波委員。

饒波委員

以前ここで旗頭フェスタをやって、爆竹の破片とか小さな金具が落ちてしまって、原状回復が難しいので、ここではやらないということになったという事を聞いたことがあるんですけれども、文化的なイベントでは使いにくいのかなと、僕はその時に印象を持ったんですけれども、今のお話を聞くと積極的に使おうということなので、それは民間にやっていただくと、原状回復までちゃんとコストの中に入っているからという意味でしょうか。

伊良部部長

当然、原状回復については公であろうが民であろうがしていただくことにはなります。ただ状況の部分で、例えば土の部分、内野の部分を使う場合については、細かい金属片等々でそれを処理するのが大変だということであれば、事前にブルーシートを敷いてその上に集客をすとか、そういうふうな活用方法もありますので、これはいろいろイベントの際に、指定管理者の担当と興行主とのほうで調整していけば、その辺は解消されると思います。ただおっしゃるように、旗頭フェスタのようにブルーシートを敷いてやると危険という場合もありますので、そういった場合の対応として、どういふかたちが考えられるかは指定管理者と調整の中で、工夫できるのではないかと思います。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員

いまは未達成のことで報告を受けましたのでそれに関する質問ですね。

添石委員長

いえ、全てに対してです。

神村委員

それでは「小中一貫教育の推進」ですけれども、目標達成ということで、着々と進んでいて、審議をしてきたものですから安堵していますけれども、今後の予算のことで一括交付金の活用を検討しているということがでていて、内閣府の承諾が得られるよう努めていくということになっていますね。もし承諾が得られなかった場合というのも想定されていらっしゃるのか。それから、一括交付金の活用で主なものとしては臨時の入用ということでしょうか。このふたつについて教えてください。

田端部長

本市の特徴的な人材育成に係る部分でありますので、一括交付金を活用していくということでいま進めております。見通し的には明るいのではないかという感触はありますけれども、最終決定には至っておりません。もし承認が得られなかった場合に関して、その時にしか考えられないことでもありますけれども、しっかり確保して進めていきたいというふうに、いまは考えております。それから主な予算は、乗り入れ授業とか小中一貫教育を進めていくための臨時教諭、非常勤教諭、その辺のものが大きなものとなっております。

神村委員

この小中一貫教育を推進していくためにはどうしても教師が多忙になっていくということが考えられる。その教師の多忙さを補う臨時の職員を雇うというのが委員会のほうでもきちんと示されておりましたので、その辺の確保がやっぱり必要だと思いますし、文科省のほうでも小中一貫を打ち出してきていますので、その辺りは是非頑張って、承諾が得られるようによろしくお願いしますと思います。

添石委員長

ほかよろしいですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

15ページの課長マネジメントの12番「学習障がい児等特別支援を要する児童生徒の教育及び支援の充実」、年度目標達成になっているんですが、備考の課題

のほうにも書いてくださってはいますけれども、特別支援と言いましても、昔は知的な遅れがあるとか身体とか、割とはっきり分かれていたのが、発達障がいとかADHDとか、いろいろ細かいものになって、現場の先生と保護者の間で子どもの捉え方に差があるということが多々耳にするんですが、今年度は目標達成ということでももちろん頑張っていたということなんですが、是非それで満足せず、いろいろな生徒がいることを教師、担当の先生や校長先生に捉えていただく研修などについても、どうしてそんな動きをするのか、どうしてそう騒ぐのかというのは、やはり知らないと違う育て方になると思いますので、またさらに課題を踏まえて次の年度はパワーアップしていただきたいなと思います。頑張ってくださいているのは感謝申し上げます。

田端部長

年度目標にある、「人的支援の充実と全校体制で取り組むシステム構築を支援する」とありますので、ヘルパーについては年々要望が多くなります。少しずつしか増やせないんですが、ヘルパーの研修は次年度、1回多めにやる予定であります。就学判定に応募する子どもたちの数も年々上がってきており、減少することなく増加の一途をたどっており、ニーズが高いということもありますので、しっかりやっていきたいなと考えております。

喜久里委員

よろしくお願いします。

添石委員長

よろしいですか。それではほかにご意見、ご質問ないようですので、報告1につきましてはこれで終了いたします。続きまして、議案第56号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について」を議題とします。説明をよろしくお願いします。

伊良皆部長

提案理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いします。よろしいでしょうか、それではご意見、ご質問等ございませんので、議案第56号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第56号は原案のとおり議決いたしました。続きまして報告4「那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱制定について」の説明をお願いいたします。

伊良皆部長

報告理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長

平成10年度以前に採用された人も、いずれは期限が来るということですよ。

山内課長 はい。

渡慶次教育長 同一課・同一職、同一職というものの定義というのはいくつか説明されているものがありますか。例えば、庶務をやっている同じ課で席を変えて、調査に携わるとか、そういったものは同一職とは見ないとか。

末吉副参事 職については、非常勤就労要綱別表1で定めておきまして、それぞれの職種すべて決まっております。その職名で非常勤職採用しますので、それ以外の職に採用されると別の職ということになります。ですから同じ課で違う非常勤、2種類の非常勤があった場合は、同じ課でも違う職のほうにつけることになります。

渡慶次教育長 少し曖昧に扱われている場合というのが、もしあったとした時に、この非常勤をもう少しばらけてほしいといった時に、そういうような操作がされないのかなと心配なところがあるんですけども。

末吉副参事 今回の改正は、職が違えば基本的に採用しますよという改正ですので、その所属の判断において、その人材が有能であって、なお且つ新しい職に適した能力を備えているということであれば、それはその職に採用することは構わないと考えております。

渡慶次教育長 要するに、所属長の判断というふうに考えているんですね。

山内課長 これまでは、継続任用が3年とか5年とか決められていましたけれども、これはある意味、採用する人間の機会均等といいますか、そういう意味でやってきたんですけれども、今般、この採用するのに非常に苦勞しているというところがございまして、特に幼稚園教諭とか図書館司書とか臨床心理士とか専門職の採用に苦勞しているところがございまして、全庁的にその傾向があるということで、今回のこの任用期間の撤廃、延長ということができております。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 この非常勤職員要綱、人材確保のための全庁的な取り組みの一つと考えてよろしいでしょうか。それとも教育委員会独自のものですか。

末吉副参事 今回の改正につきましては、全庁的なものでございます。市全体のもので臨時非常勤職員の組合がございまして、そちらのほうからの提案があったと。なお且つ執行部側としても人材の流出等を避ける意味から望んでいたということで、両方の意見が合致して今回の改正になっているということで、市全体で同じ改正をしております。

饒波委員 もうひとつ、今回時間がなくて法律の名前を調べてこなかったんですけども、派遣に対する法律で、3年以上派遣が続けば正職員にしなければいけないという縛りがあったような気がするんですけども、これ見ると所属長が認めると、5年までOKということなんですけれども、その法律との整合性というのはどうなんでしょうか。

末吉副参事 地方公務員法の適用を受けているものですから、派遣法の適用は基本的に受けないということです。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。はい、神村委員。

神村委員 聞きにくいんですが、専門職の方がなかなかっていうことでしたけれども、結局それだけ必要である現実はあるわけですよね、現状は。その時に、もちろんこの人たちは那覇市役所の試験に合格をしていないので、非常勤のままでいると思うんですね。那覇市役所の試験、これだけの専門職の需要があるときに、その需要に関する専門分野の募集というのはあるんですか。

末吉副参事 非常勤職につきましては、特定の分野で専門的な知識を有する方、なお且つ常勤、フルタイムで働かなくてもいいような職に限って基本的に採用しているということになっております。

添石委員長 ほかにご意見、ご質問よろしいでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 教えていただきたいのですが、この年休のところを読んでみてもよくわからなかったんですけども、3ページの上のほう、変更した部分ではないのですが、「10労働日に1会計年度を越える会計年度数1につき次の表に定める労働日を加算した年休を付与する」とありますが、そのところを教えてください。

比嘉主査 労働基準法で、勤務年数が増えると年休も加算するという規定がございまして、それに準じてこちらも勤務年数が長くなると年休を加算するというふうに定めております。

饒波委員 10労働日は最初与えられるけれども、それに加算されていくということによろしいですか。

比嘉主査 年度が1年増えるごとに、加算されていきます。

饒波委員 最低10日ということですね。

比嘉主査 はい。6カ月以上になると、10日付与しなければならないというのがあります。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 ほか、よろしいでしょうか。それでは報告4「那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱制定について」はこれで終了いたします。続きましての日程5から7までの議案第57号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、議案第58号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、報告2「那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、組織改正に伴う規則の改正となりますので一括して議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

伊良部部長 提案・報告理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問がありましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

議案第57号の提案理由、ページを開きまして1ページを見ますと、まず目次が新しく加わって、18条が17条第1項に変わったりとか、この提案理由でなぜこれが出てきたのかなと思ってちょっとわからなかったんですけども、この資料の後ろを見ると法律が改正になって、その法律の改正に伴って18条から17条第1項になったということですよね。それも提案理由に入れて、法律改正に伴う字句を整備する必要があるのではという文言が提案理由として入っていないとどうかと思ったんですけども。

添石委員長

いかがでしょうか。

山内課長

そうではございますが、大きな理由は組織改正だったものですから、そのように記載させていただきました。

添石委員長

よろしいでしょうか。ほかいかがですか。はい、神村委員。

神村委員

5ページでも説明がありますが、人事その他学校の管理運営に関する事務に従事するのが管理主事と。指導主事とどの辺りが違うのかが、もう少し詳しく、人事に係わっている指導主事だけを管理主事と呼ぶのかどうか。

山内課長

教職員グループにいる教員については、一般的に私共も指導主事と呼んでおりますが、職名は指導主事ではないんです。主査でございます。指導主事と呼ばれているのは、指導グループにいる教員の方、実際学校に行って授業の指導をやるということでございますが、主査につきましては、行政内の人事異動とか学校でのトラブルがあった時、管理的な仕事をしているものですから、指導主事の仕事とかなり違うと、確かに一部指導主事の仕事をしているところはあるんですけども、メインの仕事が違うものですから、主査という職名でやっていたんですが、これは主査であっても一般の事務の主査の職務と少し違うんじゃないかということで、学校現場に携わる管理運営の指導も入ってくるから管理主事ということにしたほうがいいのかということで、これに変えたということでございます。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員

行政の主査という言葉と今回新しく管理主事という言葉、職員としては一緒に、わかりやすく言うと名前が変わったということですか。

山内課長

はい。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

教えていただきたいのですが、青少年育成課は生涯学習部に移るということです

が、6 ページの学校教育部に関する事項の18に青少年の健全育成に係る支援に関することを入れるというのは、その一部を学校教育部に残すことによって、なにか円滑化が望まれるということでしょうか。

山内課長

いま現在、学校教育部でございますので、学校の先生方との調整とかそういう場合には学校教育課に仲介してもらって、いろいろ調整していただくとか、学校教育課の指導主事の指導を受けたりとか、また部長の指導を受けたりとか、いろいろやっているんですけれども、教育委員会の内部でひとつではあるんですけれども、生涯学習部、部が違いますので、そういう連携を密にするためにあえて入れております。今後も学校との調整とか学校教育部の協力を得ながらやっていかないといけないものですから、あえて入れたということでございます。

喜久里委員

わかりました。移るのにまたこういう一文が入るんだと、多分密にするためのなにかだと思ったんですけれども、よくわかりました。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

いまのと係わるんですけれども、これまであった青少年育成課が向こうに移ってその業務内容もそこに移る。青少年って言った場合に学校だけじゃないですよ、そういう大きな意味では生涯学習課でいいと思いますけれども、学校のいろいろな問題がありますよね、そういうのを生涯学習課の中に、先ほど学校との連携ということをおっしゃっていましたが、いまのこの青少年育成課のものがそこに全ての業務が移ると考えてよろしいですか、内容的には。

山内課長

現在、青少年育成課が持っている業務はすべて移るということです。

田端部長

具体的なものとして成人式、学校会場とする使用の支援、旗頭フェスタについての支援、これは生涯学習部にその事業が移るんですけれども、学校との関係性がかなり大きなものがありますので、それは学校教育課のほうで支援するという具体的なところがあります。もうひとつ、放課後子ども総合プランというものもありますので、これも学校施設の複合的な使用、子育て支援というかなり大きな仕事がありますので、この3つに関しては、学校長、学校職員、児童生徒係わってきますので、学校教育課のほうでも支援を続けていきたいということで入れてございます。

神村委員

例えば問題行動とか、学校事故とかそういうものに関しては、そのままで学校教育課のほうで対応なんですか。

田端部長

生涯学習課青少年育成室のほうでやっていく事業、いま青少年育成課がやっている事業に関しては、学校教育の範疇を超えているものも多いですので、基本それは向こうに、そうでなく先ほど申し上げましたとおり、成人式での学校施設の利用、それから旗頭フェスタ、放課後子ども総合プランについては学校がかなり係わってくる部分がありますので、その部分での支援を行うということでありま

すので、委員がおっしゃられた青少年健全育成活動における課題とか事故とかそういうものについては、育成室のほうの業務になると考えております。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいでしょうか。それではほかにご質問等ないようですので、報告2「那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則制定について」はこれで終了いたします。続きまして、各議案の議決に移ります。まず議案第57号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第57号は原案のとおり議決いたしました。続きまして、議案第58号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第58号は原案のとおり議決いたしました。それでは引き続き日程8の報告3「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」の説明をお願いいたします。

伊良皆部長

報告理由説明

山内課長

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

確認したいんですけれども、いま、お話しがあって聞き洩らしたかもしれないんですけれども、決裁について、この補助執行に対する決裁は改正前は教育長がやっていたものを、改正後は市民文化部を担当する副市長ということになるんですか。

山内課長

そういうことです。決裁につきましては、この決裁の重要性とか予算の執行に関しては金額とかによって、決裁権者が違っております。金額とか、軽易なものについては課長決裁、だんだん部長というふうになら上がっていくんですけれども、教育長という決裁の場合はもう、教育長決裁がなくなりまして、副市長が決裁するということになります。

饒波委員

わかりました。この資料、今回の文科省回答がありまして、僕は今回の改正のイメージとしては教育長がかなり大きな権限を持つということでイメージしていたんですけれども、この補助執行に関しては権限がなくなって、文科省の回答では教育次長、教育委員長でなくて教育次長、我々那覇市にはそれに相当するのはどの役職かわからないんですけれども、教育次長がいままで教育長がやっていたものを補助執行できると、それで補助執行の項目を見るとかなり大きな権限があるような感じがするんですけれども、例えば議案を作成することとか、そういうこ

とも事務次長ができるということになるんですけれども、この事務次長という文科省がっているのは我々那覇市の教育委員会ではどの役職に相当するんですか。

山内課長 那覇市の教育委員会では教育長の次の職は部長ということになります。

饒波委員 わかりました。その部長が補助執行したものを教育長を経ないで副市長がそれを決裁するという流れになりますか。

山内課長 はい。重要なものについてはそうなります。

添石委員長 はい、喜久里委員。

喜久里委員 部長はお二人いらっしゃいますが、どちらがというのは決まっているんでしょうか。

山内課長 部の所管事務によります。

喜久里委員 いままで、予算とかの意見書、手交式などは市長に私たちはお伝えに行ったんですけれども、これからは市民文化部を担当する副市長へこういった手交式もなさるということですか。

山内課長 教育委員会に関する議案とか、予算関係とかの市長への意見の申出ですけれども、これについては従来どおり教育委員長から市長に対して手交して行うということになります。

喜久里委員 わかりました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか、それではほかにご意見、ご質問ないようですので、報告3「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」はこれで終了いたします。続きまして、報告5「な一ふあぬわらび・わかむん計画策定について」の説明をお願いします。

田端部長 報告理由説明

中田課長 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、神村委員。

神村委員 膨大な資料で、そして子どもたちに係わること、そして若者とありますけれども、その皆さんに係わることが、まとめられたと考えたらよろしいですか。つまり、先ほどおっしゃった、どこに行けばいいかというのがわかりやすくなった、このひとつで全部まとめることができた。そしていろいろな意味で、市民がいろいろな問題を持っている子ども、若者に係わることにしては、これを見れば対応ができるっていう、バイブルみたいな感じで捉えてよろしいんでしょうか。

中田課長 いま委員の話があったように、ガイドブックのほうは、どこで何を誰がどのようにしてやっているかというのがわかるようにしております。本文のほうでは、基本的視点という、いままで青少年関係の事業をやるときに、子ども・若者の視点でやっていたかということ、そうではない部分もあったと思います。そういうところでは、視点をこういう視点でやってほしいとか、そういう基本的方向性、いま

バイブルという言い方をしておりましたが、そういう方向で国のほうも子ども・若者支援推進法を作っておりますので、それに基づく子ども・若者ビジョンも作られております。それを入れたものがこれだということで考えております。

神村委員

わかりました。素晴らしい、大変な労を要したと思います。おつかれさまです。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

2点お尋ねしたいところがありますが、まず、私も途中まで大学の先生方と一緒に、先生方がアンケートの結果を見ながら、「沖縄おもしろい」と、この結果おもしろいと何度もおっしゃっていたのが、耳に残っているんですが、アンケートをまとめた中で、それがどういうふうなかたちで結論になったかというのを、ひとつ教えていただきたい。沖縄の現状がとてもおもしろいということを何度もおっしゃっていたので。

中田課長

本文のほうの7ページ以降、那覇市の子ども・若者の実態というふうになっていますが、アンケート調査をやった結果ですね、7ページから8ページまでは目次ですが、9ページから11ページ、これをもっと具体的に書いてあるものが細かい数字になりますが、12ページ以降になっております。先生のほうからは、那覇の子どもたちの学力の問題とか、いろいろな話がでておりました。年齢が上がるにつれて、勉強とかそういうことに悩みを持つと、なかなか学力が上がらないからとか、そういう話がありました。それで、ちょっとおもしろいと思うのが34ページ、那覇市にしてもらいたい対策というのがありまして、字が小さいんですけど、ここで、小学校中学校、高校、大学と変わっていきますが、小学生の場合は、仕事の体験等というふうになっております。中学生の場合は成績を上げるような教え方をしてもらいたいとか、それから学校給食とか修学旅行の支給をしてほしいというものがでております。あと、35ページに実態調査から導かれる那覇市の課題ということで、9つあげております。35から36ページまでを読めば、なるほどという感じではありますが、読み上げると時間がないので。

玉城主査

少し補足します。本文の14ページのグラフの下に書いていますが、小学校から高校と次第に寝る時間が1時間程度遅くなる傾向にあると。高校生より大学生が比較的早く寝る人が増える傾向があるというかたちになっているんですが、夜型社会といわれる沖縄であるが、全国平均等と比べてみると就寝は逆に早く、夜型社会と言われる問題については、いろいろと検討を重ねる必要があるというかたちでデータをまとめさせていただいております。

添石委員長

喜久里委員よろしいですか。

喜久里委員

私も1年位前だったので、なんだったかと思い出しながら伺っていたんですが、確か年齢が上がっていくと、学力の低下を自分で心配するという割には、学校が楽しいと、これが合わないということをおっしゃっていたような気が、これは沖

縄独特だね、みたいな感じだったような気がしたんですけれども、ちょっとこれはうろ覚えだったので、再度確認して、沖縄の独特な実態を読ませていただきたいと思います。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

データがこんなに細かくでていますので、これはどのように活用していくかが問題だと思います。このデータ、教育委員会のやっていくいろんな事業の中で使える部分がいっぱい含まれていると思うんです。子どもの実態ですから。これは学校のほうにも行きますか。

中田課長

これはネットで見てもらおうということになります。専門委員の方から大変よい、これで論文が書けるほどの資料なので公開してもらいたい、ということで、本来であれば、こんな細かいものは出さないんですが、今回は細かい部分までみんなインターネットに載せることになっております。研究者もこれを見ていろいろ研究できるんじゃないかと。ただ役所の中で、インターネットを見て、自分たちのものに反映させるというのはなかなか難しいので、こちらのほうでこういう資料があるよというものを通知しないと難しいので、通知のやり方とか、どこにこのデータがあるよとか、貼らないといけないのかなと。

神村委員

私が考えるには、私は学校長とか学校を運営する方々には是非配っていただきたい。那覇市全体の像と、それから自分の学校の像と比較検討するいろんな資料になると思うんですね。そういう意味で、どのように活用していくか、どのように活用してもらいたいのか、ということをやはり主管課のほうできちんと説明をする必要があると思うんです。こんなに素晴らしい資料ができたからには。ただ、見たい人は見てくださいではもったいない気がします。

玉城主査

補足してよろしいでしょうか。この「な一ふあぬわらび」については、インターネットでやっているんですが、調査結果については、役所のほうとかにコンピュータのほうで受理をしておりますし、学校についてはデスクネットのほうでデータを配っております。これは前年8月、9月の段階では行っております。

神村委員

わかりました。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

神村委員がおっしゃったように、また中田課長がおっしゃったように、先生方もこのアンケートを見て、全国に公開して沖縄の事を一緒に考えてもらえる本当にいいデータだとおっしゃっていたのを思い出しました。本当に苦労なさってまとめたと思うんですが、胸を張ってこのデータをどんどん活かしていただけたらと思います。感謝しつつ、報告5の冊子12ページ、課題から基本目標、各事業に繋がっていくのを見ていくと、那覇市がいま実際にやっている事業にどんどん繋がっていくというのは、那覇市が充実しているということで安心ではあるんです

が、問題を抱える子ども・若者が健やかに暮らせるまちで4つ矢印がでて、それぞれ項目で事業がでているんですけども、まず飛び込める場所というのがどちらも欠けているように思うんですね。なので、担当課をはっきり明示して、そこにまずは来て下さいというのもアピールはしてほしいなと思ってお伝えしたいと思います。

中田課長

県のほうの総合相談センター、石嶺のほうにある、去年私たちのほうで、ナビゲート事業の県版ですね、そこがファーストステップのとのことなんですけど、那覇の事業じゃなかったの、これには書かれていませんけれども、なにか、そうですね、最初困ったら、青少年の困りごとは、ここへ行ったらそこで仕分けしてくれるというところがあるので、それは次年度の課題ですね。

玉城主査

少し補足します。ガイドブックのほうの2ページ3ページを見ると、色付けがされていると思いますけれども、その部分を押しますと、パソコンのほうで見ますと、この課の事業にきます。この課の部分がわかるというかたちをインターネット上ではとらせていただきます。ということで、基本的にはこういった事業の内容を見て、自分に合うかという確認、それを押せば、どこが担当課というのはインターネット上ではすぐわかるようなかたちをさせていただいております。

喜久里委員

とてもよくできていると思いました。でも、やはりネットが使えない方とか、私も以前、障がい関係のガイドブックを作ったことがあるんですけども、このすぐ後ろの電話番号にかかってきて、そこから聞き出そうとするっていうことがとても多かったの、やはり担当に振り分けてほしいという願いもあるのかなと思ってお願いします。

中田課長

いまの話は、那覇の青少年関係の施策についてはガイドブック見てわかるんですけども、どこに行けばわからない人については、いまのところ石嶺の県がやっている総合相談センターなんですね。これについては、那覇でやっていないから関係ないということではないと思います。

喜久里委員

連携もあるんですか。

中田課長

これですね、問題協議会、県の問題協議会みたいなものに私のほうに参加しておりました。翌年はどうなるかわかりません。連携はいまのところ特に、委員としての連携はありますけど、課としての連携はないですね。

喜久里委員

欲を言えば、県から那覇市に連携できるような流れにいずれなつて、相談した方が那覇市民の方でしたら、ずっと那覇市に行けるようになるとさらにいいなと。

中田課長

これに関しては、ナビゲート事業と同じように、あそこのほうで相談した方にどこが適当ということであれば、紹介状みたいなカードを渡して、このカードを持って行って、那覇市の障がい福祉課だったら、障がい福祉課。保護課だったら保護課に行って、相談するような仕組みではあります。ただ、うちの青少年育成

課と総合センターのほうとの連携というのは今はまだ、あちらもまだ出来たばかりなんです。10月に開所したばかりです。

玉城主査

補足させてください。このガイドブック自体は我々那覇市役所の各事業課のほうに配るんですけれども、これは紙ではないものですから、例えば、皆様からどういったふうなことを相談すると、その言葉で検索することができます。検索することで、逆にいえば訪ねた箇所で事業課を探すことができるというのが第1点目にあります。第2点目としては、我々のほうもホームページにこれを載せるだけではなくて、各関係する関係機関の青少年育成に係るものもこちら各関係機関の許しを得て、ホームページを載せるというようなことも考えております。

喜久里委員

今後期待しております。

添石委員長

よろしいでしょうか。私からも、非常に時間をかけて詳細なデータをもとに作られてきていただいたこと感謝します。ただ先ほどから話ありますとり、非常にまとめてはいるんですけれども、これをどう活用していくかというのが本当に大事な所だと思うので、ますますご尽力を期待しております。よろしくお願いします。それでは続きまして議案第59号「那覇市放課後子ども総合プラン及び那覇市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。

本部副部長

提案理由・資料説明

池原主査

資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

読ませていただいたんですけれども、この前、教育委員会でコミュニティースクールの勉強会をしまして、一斉にやるのは難しいねって話になったんですけれども、コミュニティースクールの場合は運営に地域の人が入ってきているということだったんですけれども、まさに今回、放課後プランですね、いわゆる、少し学校の放課後というところに限定はされますけれども、まさに地域の人の出番がやっとやってきたのかなというような感じがするので、その辺のところ取り込んでいくのが成功のカギかどうかかわからないんですけれども、その時に、こっちの責任体制で謳っているように、責任は学校じゃないんだよというところは明確にしないと、学校の負担感、この間、神村委員が校長先生の後ろには壁しかないって言って、校長先生の意気込みをきいたんですけれども、でもそういう方がいらっしゃるので、ここにも絶対私の目の届く範囲でということで頑張られる方がいらっしゃると思うので、その辺のところの責任体制はこの理念で謳っているとおり、明確にして、学校とは違うっていうような、学校が管理をするのはここまで、教育委員会が管理するのを明確にやっておかないと、長続きしないのかなという感じがするので、そういう時に、地域の方々を活用して協議会の中でも呼ん

でいただいて、やっていけばいいのかなというのがあります。それで、現時点で市民文化部のほうで、小学校区まちづくり協議会というのでできているのが何校かありますので、そういったところも巻き込みながらやったらいいのかなと。それと今度、責任問題で以前にも教育委員会で何度か学校内で怪我した子の保険に関してなんですけれども、いまは僕は失念しちゃったんですけれども、そういう保険組合があって、そこに請求しているということだったんですけれども、今回この学校の責任から離れますので、そこで怪我した子の保険というのは別途でやっぱりやるのか、それともその学校の怪我の時と同じ保険組合でやるのか、そこに入れるのか、そういった問題は起こってくると思うので、これはどういうふうに考えていますか。

池原主査

放課後児童クラブにつきましては、全児童、損害賠償保険に入ることが義務付けられておりまして、また教育委員会所管の放課後子ども教室につきましても、参加児童は保険に入ることが義務付けられていますので、その辺りは最初の登録制度等を設けて、まずは保険に入ることということが入口になるかと思います。

饒波委員

それは、学校で怪我したときのその保険とは別途ですか。

池原主査

はい、別のものになります。

饒波委員

わかりました。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

いま、児童クラブが学校に結構ありますね、その児童クラブですが、いま入りたくても入れない児童がいるという現実を知っていらっしゃいますか。それで地域のほうにもいっぱい、民営というかありますけれども、そういう時に、例えば学校にもある、地域にもあるという、そういう地域ありますよね。そういうところにおいては、そのふたつの児童クラブがひとつと考えてこれから運営していくということになりますか。それぞれの児童クラブと放課後子ども教室が連携をするとなると、協議会がいくつもできるということになるんです。ひとつの学校で。そういうことなんです。現実的には。

池原主査

神村委員からご質問がありました、入れない児童への対策といたしましては、まず実績報告でございますが、平成24年度に44クラブから25年度49クラブ、26年度は62児童クラブでこの3年間で500名の受入れを増やしております。これは補助金の対象ということで、また次年度の要求としましては、この行動計画にありますように、3000名余りの児童が受け入れられるように67児童クラブの予算要求をしたところでございます。放課後児童クラブとしての補助金を交付している児童クラブとあと認可外の保育施設で学童という扱いで扱っているところの両方から、この4000名というもの、いまニーズがある中での差を埋めていく流れかと思います。今後ともこの計画に基づいて、受入れ児童を増やす

ようなかたちで放課後児童クラブ数を増やしていくという流れとなっております。また、いま、各児童クラブは運営委員会方式となっておりますので、これを学校長を含めて、運営委員会に入ってくださいというかたちで行っていますが、運営形態が全く違う4児童クラブが1小学校区であるところがありますので、その辺りが、そろそろ取りまとめていかないといけないので、次年度を境にこの協議会方式で、学校ごとの1協議会で4つの児童クラブが集まって学校長含めて協議するようなかたちで、そういったかたちを今回提案させていただいている流れとなっておりますので、その運営形態も全然違う4つの児童クラブの放課後子ども教室の地域の皆さんが集まる協議会がほしい10名前後になるかもしれません。多いところでは。そういった協議会を年2、3回ほど開催して、放課後の児童の対応策というものを情報共有していくという計画となっております。

神村委員

わかりました。学校にあるほうが絶対に得だという、親の意識があります。そうすると何故学校に入れないのという声を聞いたことがあるんですね。やっぱりその保護者が運営している現実が多くて、入れなかったというのを聞いたことがあるんですけども、いまみたいにくっつかの児童クラブ、協議会を一緒にしていくということで、そうするとその学校にない地域の中にある児童クラブの子どもたちも放課後子どもクラブの授業を受けられるということにこれからなっていくわけですね。

池原主査

そうです。放課後子ども教室のプログラムに参加できるように連携、一体化していきましょうという計画でございます。

神村委員

とてもいいことだと思うんですね。子どもたちの放課後が充実してくると思うんですよ。例えば、学校の施設を使うということに関してはもちろんいろんな施設があるんですが、運動場がほとんど使えない状況が多いかと思うんですけども、そういう意味では、この地域に散在しているクラブも運動場を使う機会があるとか、そういうふうになれば、やっぱり保護者の気持ちとしても、とても満たされるものがでてくるのかなと考えます。とてもいいことだと思います。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

いま8ページにあるように、一体型がもう18か所あるということなので、特にモデル、指定モデルみたいなものは決めないということでしょうか。それともどこかを指定で状況を見るというのがあるのでしょうか。

本部副部長

特にこの学校、この地区をモデルにして進めるというかたちは考えていないです。ひとつの型にあわせて、その型にあわせてというかたちにはならないと思います。例えば、神村委員のほうからお話があったんですが、同じ小学校区で3つあるところもあるし、ひとつしか無いところもある。それぞれパターンが違いますので、ただ、唯一大切なことは学校側に責任を求めない体制で進めていくということ、

教室側と児童クラブ側が十分連携している、その中に当然教育委員会もこどもみらい部も関わっていくというかたちで、お互い情報交換をするようにしながらまとめようということはあると思いますが、どこかがモデルですよということは特に現時点ではございません。

喜久里委員 逆にダイナミックで進み方も早いと思いますので、頑張っていただきたいと思います。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 3 ページに那覇市放課後子ども総合プラン運営委員会というものがありますが、これは1校にひとつということと、コーディネーターの質問したいんですけれども、コーディネーターが1校にひとり、というようなイメージでしょうか。これが結構キーになると思うんですけれども、この人がしっかりすれば学校側も負担なく協議会作れるしということなので、かなり大きな役割だと思うんですけれども。運営委員会が任命していくような感じでしょうか。

中田課長 放課後子ども教室でコーディネーターはおりますが、全員で6名です。ひとつの学校にひとりではなくて、小禄地区に1人とか、真和志に1人とか、そういうやり方でやっています。

饒波委員 このプランでは今後1校につき1人コーディネーターというような感じでやっていくつもりなんでしょうか。

池原主査 実は次年度からの新しい交付金制度の下では、いま国からは予算案が示されているんですが、コーディネーター制度に対してはまた補助金交付金を出すという流れになっておりまして、この児童クラブのほうで、いま中田課長の方では放課後子ども教室のコーディネーターでは4名ということになっていますが、後はどなたができるかっていうところを、県を含めて審査基準ですとかそういった成り手の基準等で示されるはずですので、そうすると児童クラブ側のコーディネーターができる方が今全小学校区に次年度からですね、児童クラブできますのでその中で素質のある方を選んでいくような流れになるかと思いますが、こちらが補正予算等の絡みを含めて予算化していくことが今後求められる流れとなっております。

饒波委員 理想的には1校に1人コーディネーターということになりそうな感じですか。

池原主査 そうですね、我々が各小学校区に入っていくというのは物理的に難しい点がありますので、やはり地域をご存知の方がコーディネーターをやっていくという流れが必要かと思います。

饒波委員 わかりました。

神村委員 放課後子ども教室はこれまでどおりの教育委員会の所管、児童クラブの運営がこどもみらい部の所管、そうするとさっき連携っておっしゃっていましたが、主体として、そこを運営していくっていう人はやはり児童クラブになりますか。

ずっと関わる、放課後子どもクラブが無いときの子どもを預かるのは児童クラブですよね、ですから主になるとしたらどこですかということをやっと。

本部副部長

現在数としては、60いくつくらい児童クラブの数の報告ありますけれども、主になるというのは、まずこれのポイントというのは運営協議会の中で児童クラブ側、放課後子ども教室側、それと地域の自治会も含めて協議をして決める形が必要だということです。だから児童クラブが入ったら、場所の取り合いで子ども教室をひきますよということではないので、考え方として、どこが主になるというか、連携してやりますということにとどめておきたいと思います。どこかが主になるとまた、放課後子ども教室は置き去りにされたり、児童クラブが先に数だけ増やしていくという形になりますので、結局一体型を国が求めているそういう意味が非常に強いと思います。主になるというのは、当然このプランの案を作ったのはこどもみらい部ではありますが、児童クラブだけに重きを置くのではなくて、子ども教室と連携してやるからこそこのプランは作る必要があるので、このプランを積み上げて主になったというのはおかしいんですが、こどもみらい部のほうで子ども教室を見ている教育委員会と何回も調整を重ねて作ったプランでございます。

神村委員

児童クラブが子どもの取り扱いとかっていうお話があったんですけども、全く私はそう考えていないんですね。例えば放課後子ども教室っていうのは、これまでもいろいろな授業がありました、各学校の中で。それで、児童クラブは児童クラブでありました。それを児童クラブにいる子どもたちも放課後子ども教室を希望を受けることができる、今までの放課後子ども教室だけに言っていた子はそのままでいいし、児童クラブの子どもたちはもっと、内容が濃くなっていくと。今までの児童クラブだけの生活だったものがもっと学校も放課後の授業を受けながら行くので、例えばでお話します。放課後子ども教室に生花があったり、お習字があったり、ダンスがあったりとかちゃんとコーチがきて、そういうのが学校の中きちんとあったわけですからそれを児童クラブの子どもたちも受けることができたなら、とっても充実するだろうと考えているんですね。でもこの事業全体として見た場合には、そうするとどこが主になるかなという感じで先ほど質問したんです。

中田課長

いまは児童クラブの子どもたちにとっては、放課後子ども教室は一体型になって行きやすくなるのでメリットがあります。それで、放課後子ども教室はいまでも全ての子どもたちが対象なので、親が共稼ぎとか、養育できなければ児童クラブには入れますけれども、そうでない子どもは児童クラブに入れないんですよ。そういうところで、放課後子ども教室についてはいままでと特に変わらないので、児童クラブの子どもたちが受けるメリットのほうが大変大きい。ただ児童クラブ

は保育で、今までの考え方ですね、放課後子ども教室は教育という分野であったので、そこがなかなか難しいところもあるかもしれませんが、一体型にすれば児童クラブの生徒が来やすくなる、それで国の補助金はたくさん児童クラブの方に下りてくるというところが、メリットがあるかと思います。

本部副部長

補足で、私の発音が悪くて、子どもの取り扱いということが、その場所の取り扱いにならないように、例えば子ども教室で使うから児童クラブを使わせないよという意味ではないです。神村委員が全くおっしゃっているように、例えばイメージとして1年1組の子どもたちがみんな、放課後児童クラブに行って、遊んでいて、ある時間が来たら親御さんがお仕事の子どもたちは児童クラブにいくと、そのお子さんたちは家庭に帰るというパターンともうひとつ考えられるのは、例えば、その敷地外に児童クラブがあって、どうしてもその中に入れなかった場合でもその放課後子ども教室、あるいは一定の学校が4時位までだったら運動場を児童クラブの子どもたちの遊び場としてどんどん使ってそして一定の時間来たら児童クラブにもどってご両親のお迎えをまつというような使い方もできるだろうなというイメージがございます。

神村委員

イメージとしては似ています、一緒です、ありがとうございます。

添石委員長

はい、田端部長。

田端部長

学校の共用化、これは子育て支援のための市長の公約でもありますので、是非積極的に推進していきたいなというふうに思っております。今現在すでにされているところがありますし、されてないところもあって、年度計画ずっと立てているわけなんですけれども、学校長の立場というものを考えてみた場合には、幼稚園においては預かり保育を放課後やっていると、小学校においては放課後子ども教室やっていて、それから放課後児童クラブと一体型になって子どもたちの居場所づくりを進めると。全ての子どもが対象ということでありますので、非常に放課後が賑やかになるということが考えられるんですね。また施設的に考えますと、これは一時的な使用とあくまでも限定していますので、占有ではないんです、ですから共用部分をどううまく使うかというところが一番のポイントなんです。昼間は学校教育活動で子どもたちが使うけれども、放課後は使わない。であるならば、学校教育活動に支障のない範囲で有効活用していこうという考えがありますので、どう考えても学校教育活動と、放課後子ども総合プランとの上手な調整というのが出てくるんです。いずれにせよ、学校の中でも、子どもたちが放課後も活動するのでありますので、場所、人、指導者同士の共有というのがどうしてもでてくるのでありますのでそういう意味で、学校教育課のほうにも青少年健全育成にかかる部分として、放課後子ども総合プランにかかる担当も置きながら、学校への支援を続けていきたいなと思っております。具体的には一個一個、しっか

り具体的に積み上げていく作業をこれから続けていくことが一番近道かなということで、先ほど、こどもみらい部からもありましたように、モデル校を決めてやっていくのではなくて、全ての学校でできる分から進めていくというかたちでやっていくことになると思います。そういったかたちで子育て支援をしていきたいなと考えております。

添石委員長
喜久里委員

はい、喜久里委員。

特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意しますと書いてくださっているんですが、幼稚園とか公的な場所ではその子は何名かいたらひとり加配というような考え方とか事例があると思うんですけども、これから予算ということなので、これからのことだと思うんですけども、そういう加配とかもつけていくんでしょうか。

池原主査

障がい児を受け入れた場合には、補助金として160万円余りが交付されることになっております。今年度は62クラブ中41児童クラブで受け入れ実績がございますので、補助金を加配、これは職員の人件費用に充てるということで必ず職員がおけるように人件費分の補助金を交付しております。次年度からはまたこれは補正予算等で検討がありますが、いま複数名の障がい児を受け入れている児童クラブがありますので、また5名以上であればもう1人分加えるような制度が国としていま提案されていますので、今後手帳を保持していなくても、特別支援学級に入るですとか、発達障がい児といったところでも、医師の診断書、学校長でそういった証明書があれば、障がい児受け入れという認定と非常にゆるやかな部分がありますので、このあたりの特別な支援や配慮が必要な子どもたち、児童の受ける積極的に行えるようにまた、その配置した人員は研修と、県レベルで行っておりますので、そのあたりで受け入れ体制を整えていくことになります。

喜久里委員

聞いてホッとした部分と、小学生の場合ヘルパーさんがついて学校の授業をこなしているという実態の中で、バーっと走って行ったり、現実、大変なことがあると思うんですけども、いろんなことを想定していただいているようなので、いろんな事例を踏まえて安全に気をつけてあげてほしいなと思います。大変だと思いますがよろしくお願いします。

添石委員長
池原主査

ほかいかがでしょうか。

事前に郵送等で配布しました資料から、一部文言の追加修正等がありまして、クリップ留した資料と差し替えさせていただきます。その中で、差し替えポイントの方をご説明いたしますので、放課後子ども総合プラン、2ページ目、2番基本方針のほうで、行動計画とも同じ内容でございますが、2ページ目の基本方針で読み上げると、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、こちらの後から、全ての放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を小学校内で運営、実施す

ることを最終的な目標としますということで、行動計画に全ての学校区で導入する流れ、もしくは62スタートから80いくつまで増えていくっていうところがありますので、最終目標としましては、全ての児童クラブ、放課後子ども教室が学校の中で運営していくことという文言を追加しております。こちらと、7ページの(4)放課後子ども教室推進事業中、ページで行くと8ページになります。8ページのカ、特別な支援を必要とする子どもへの対応ということで、前回7年前につくりましたプランですね、障がい有するという表現から、国としていま、特別な支援を必要とするという表現に変更されておりますので、こちらを変更し、その次、特別な支援を必要とする子どもへの対応として、特別な支援を必要とする子どもや、特に配慮を必要とする子どもの受入とそれらの子どもが安心してすごすることができる環境への配慮にも留意しますということで全部こちら文言を、差し替えておりますのでよろしくお願いします。こちらと同じように、9ページの(5)放課後児童健全育成事業、児童クラブについての④、特別な支援を必要とする子どもへの対応ということで、障がい有するではなくて、特別な支援を必要とするという文言に差し替えさせていただいております。これが変更箇所となっております。2番目の基本方針については行動計画も同じ内容となっておりますので、同様に行動計画の基本方針もすべての放課後児童クラブという文言と差し替えさせていただきます。

渡慶次教育長 いまの基本方針2ページ目の全てのというのがこの小学校の前に持ってきたら。全ての小学校でやるということですよ。全ての放課後児童クラブとかって、紛らわしいので、全ての小学校内でやるということですよ。

本部副部長 全ての小学校区で全ての児童クラブが一体に関われるようにというのが最終的な目標なんです、例えば2つあるところも3つあるところも、最終的には児童クラブが学校で運営できたらいいいよね、という部分でございまして。ただ、それについては、最終的な目標はそれにおくとしても、この5年間でそれを実現するのはかなり厳しいだろうということで、まずは当面、進めていくという考え方で。

渡慶次教育長 この全てのというのがどこにかかるか、小学校内で放課後児童クラブ進めていく。
本部副部長 そういうことです。

中田課長 放課後子ども教室は児童館とか公民館でもやっていることがあるんですよ。だから全ての放課後子ども教室を学校に入れるというのは違いますね。

渡慶次教育長 外にある児童クラブも、全部学校の中に入れるということね。わかりました。

添石委員長 よろしいですか。ほか意見質問ありますか。はい、本部副部長。

本部副部長 基本方針の部分で、全ての放課後児童クラブという一連の表記については、事務局のほうで適切な表記に調整をさせていただきますようお願いいたします。

池原主査 こちら全てののは、放課後児童クラブにかかっておりまして、放課後子ども教室は児童館、公民館等で行っているものをそのまま継続して行う流れとなっておりますので、全てののは、放課後子ども教室にかからないような表現に改めさせていただきたいと思います。

添石委員長 それでは、文書に関しては、その趣旨がわかりやすく、変更するということで事務局に一任してもよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 ほかいかがでしょうか。それでは他に質問ないようですので、議案第59号「那覇市放課後子ども総合プラン及び那覇市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

添石委員長 それでは議案第59号は原案のとおり議決いたしました。続きまして協議となります。協議「公立幼稚園のあり方検討（案）について」説明をお願いします。

諸見里副参事 協議理由・資料説明

添石委員長 それではご意見ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員 5ページの上の方を見ると、公立幼稚園を集約と書いてありますけれども、これは具体的にどういうことでしょうか。集約というのは、要するにいま幼稚園があって、その少ない幼稚園は廃校にして、ひとつにまとめるということでしょうか。

諸見里副参事 36園を少なくするというのが一番の大きな意味なんですけれども、そのこのどういう園を集約するというのはまだ決まっておりません。

饒波委員 そうすると、廃校になる幼稚園がでてくるということですか。

浦崎部長 その次の公私連携型との絡みになるんですけれども、視点のところでも話しましたけれども、沖縄県内の小学校の敷地にある公立幼稚園というその利点を活かしておこうと。ただ、公立幼稚園としてレベルアップするためには、職員の体制、いろんな体制からするとちょっと、36園の維持ではなくて、数は若干減らしていこうと。そうすると空いたところに集約の対象とならなかった幼稚園については公私連携型の認定こども園をということで、学校法人または社会福祉法人にその運営をやっていただくというような対応でございます。なので、基本的には集約ということで、廃校ではなくて、その部分はまた民間に運営を委ねていこうというような考え方です。

饒波委員 公立幼稚園として集約すると、幼稚園自体がなくなるわけではない。

浦崎部長 ということはいま想定しておりません。

饒波委員 そうすると、小学校敷地内に幼稚園が残るっていう強みは残るわけですか。

浦崎部長 そうです、ただし、公私連携ということで協定を結んでその教育内容等について

は、本市が関わることができますので、そういうレベルをちゃんとしっかり保ちつつということです。

神村委員

そうすると、公私連携ということで、民間でやっているところがまたこちらに入ってきてやると、子どもも一緒に連れてくるかたちができるというわけですね。

浦崎部長

例えば、社会法人として保育園をやっているところが、そのある幼稚園の施設を使って認定こども園になりたいということが可能になりますので、その待機児童の絡みでいえば、現在の保育所でやっている3、4、5歳を幼稚園でやって、そこでまた充実して、もともとの保育園のほうでは待機児童の最も多いと言われていた1、2歳の部分を広げて受け入れることができるのではないかなというようなイメージでございます。

神村委員

わかりました。

添石委員長

よろしいでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

資料のほうの1で、4歳児の保育がゼロのところは何校かありますね。このゼロの中のある校で、学校訪問した際に、4歳児やりたいんだけど、近くの学校に、4歳児があるところに流れて行って、ということをしたことがあるんですが、4歳児できないっていうことがまずどうしてなのかを教えてくださいませんか。

本部副部長

4歳児保育については、まず教室の問題が第一にあります。それと要望については実際やってみると、10名を切りそうな4歳児クラスもできますので、そのニーズに合わせた設置ということが総合的に言うと厳しいという部分もございます。

喜久里委員

では、もしかしたら、これから充実していけばその枠に4歳児も入ってくるということになりますか。

本部副部長

3、4、5歳ですね。というのは先ほどのお話しとも繋がるんですが、公立幼稚園はそこが公立幼稚園でなくなったとしても、公私連携の認定こども園というかたちになると、認定こども園だと3、4、5歳児っていう受入れ枠になりますので、当然そこにシフトしていくという考え方になります。

喜久里委員

その枠が広がってそこでできるかもしれないけど、教室が足りないという悩みはでてくるということですね。

本部副部長

その部分が一番大きな部分になると思いますので、それぞれこれから具体的にこのあり方について、方向性が決まればカルテではないんですけども、それぞれの地域、将来の子どもたちの推移も見ながら、状況を見ながらこの地域はここだとか、決めて行くかたちになると思います。

喜久里委員

きめ細やかなこういう対策というのが待機児童、早く解消していくことに繋がると思います。頑張ってくださいと思います。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

視点の4番目の中で、適切な管理運営を確立し、効率的かつ経済的である、経済的という文言なんですけれども、これは公営、つまり那覇市が運営するという点で他の民間の幼稚園とは全然違うと思います。ですからその辺をもしいまこれから行われようとする公私連携幼保型というのが出てくるんですけれども、この辺に関してはやはり行政としてきちんと係わりを持ちながら維持していくことはとても大事な事かなと思います。是非この辺は保障していきながらやるのが、やってよかったと、子どもも増えた、それから内容も変わっていくその特徴もでてくると思いますから、その辺も含めて大事な視点のひとつかなと思いました。よろしくお願いします。

浦崎部長

いま、神村委員からございましたちょうどその部分ですね、神村委員から経済的な視点もある程度重要だよというふうに受け取らせていただいたんですけれども、実はこの視点の4は、運営主体、要するに運営をする、ある意味事業所としてというんでしょうか、やる側としての視点として書かせていただいたつもりでございます。ちょっとだけ説明させていただきますと、実は公立の保育所もそうなんですけれども、その財源というのは全て市町村の一般財源でございます。それが私立になりますと市町村の持ち出しは4分の1、県が4分の1、国が2分の1というかたちで財政構成が変わって来たりもします。そのことも含めて、総合的に考えて行く必要があるだろうということで、これに書かせていただいております。先日、こども政策審議会の中で、メモが皆さんのほうにもあると思いますが、その中で、4ページの15番、その最後に同じ部分、「経済的」というのがあるんですけども、これはちょっと教育を論ずるには相応しくないのではと、というようなご指摘もいただきまして、そういう視点もあるのかとちょっと感じたところなんですけれども。そこで那覇市の教育委員会のこの場で、そういったことで何かこれについての感想なりをいただければと思っているところですが、何かありましたらお願いできませんでしょうか。この「経済的」という言葉について、平田先生は、教育という分野からすると経済的という言葉は修正が必要じゃないのかというご意見をいただいたんですね。

渡慶次教育長

いろいろな住民説明会に行きますけれども、その理由に「財政的な」とかという言葉を使うと、「こんなところでお金の話をするな」とよく言われるんですよ。受け取る側とすると、そういう財政的な面というのは役所の中の問題じゃないか、我々にそんな事を言うな、ということをよく言われるんですよ。ですからある意味で、経済的なというのと効率的なという説明の後ろに控える内容として、同じようなものであれば、効率的と言って説明がつくのであれば、それがいいかなという感じがしますよね。

浦崎部長 ありがとうございます。

饒波委員 効率的っていうことに、経済的っていうのを含むということですか。

渡慶次教育長 どうしてもお金に関する表現でくると、こんなこと我々の前で金の話をするなど、受け取る側とすると、役所の問題だろと言われるんです。確かにね。

神村委員 さっき、私がやっぱり行政として、これまでと同じ保育料で運営ができると、これは市が運営していたからそれだけでできたんであって、これがまた違う運営団体に変わると、当然そこも変わっていくだろうという保護者の不安を払しょくするための言葉かなと思ったんです。私は。それは必要だろうと思うんですね。そしてそういうことをしていくっていう、経済もそんなによくなっていませんし、そういう保障をして、これまでの事の保障ですよ。これまでのことを維持するようなかたちの行政指導は必要なんじゃないですかということです。

添石委員長 よろしいですか。これは今回協議ということで、また引き続き議題というかたちであがってくるわけですね。

諸見里副参事 前回こども政策審議会で意見聴取、そして今日はまた協議をいただいて、その上でまた主任の皆様、これから修正を重ねて部の方針として決定をするのがまず最初。この次に市の方針、ということがありますので、教育委員会会議で議案として提案したいと思います。

添石委員長 ではよろしいでしょうか。それではほかに、ご意見ご質問ないようですので、協議議題「公立幼稚園のあり方検討」についてはこれで終了いたします。それでは以上をもちまして、平成26年度第24回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

報告6	教育長が臨時代理（管理職等人事異動追加内申）したことについて	承認
議案第56号	那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第57号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第58号	特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第59号	那覇市放課後子ども総合プラン及び那覇市放課後子ども総合プラン行動計画の策定について	原案どおり可決